

高津高校ハンドボール部OB・OG会規約

(名称)

第1条 この会は、『高津高校ハンドボールOB・OG会』（以下「本会」という。）と称する。

(会員)

第2条 本会は、高津高校ハンドボール部（男子部・女子部）に在籍したものの「会員」、および本会の目的に応じて幹事会で認めたもの「特別会員」をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、ハンドボールを通じて会員相互の親睦を図るとともに、高津高校ハンドボール部（男子部・女子部）に対する協力、援助を行い、同部の発展、向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 高津高校ハンドボール部（男子部・女子部）に対する援助、指導、相談。
- (2) 会員相互の親睦および情報交換。
- (3) その他、本会の目的を達成するための事業。

(役員とその選任)

第5条 本会は次の役員をおき、会員の中から総会において選出する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3～4名
- (3) 財務幹事 2～3名（内 会計監査 1名）
- (4) 選任幹事 若干名
- (5) 学年幹事 卒業年度を考慮して若干名

2 ただし、幹事会の決議があれば定数を増減することが出来る。

(役員職務)

第6条 会長は本会を代表して、会務を統轄する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長が指名した副会長がその職務を代行する。
- 3 財務幹事は本会の会計管理を行い、幹事会の構成メンバーとして、会務の運営を審議する。
- 4 選任幹事は本会運営に必要な事務を分担して処理するとともに、幹事会の構成メンバーとして、会務の運営を審議する。
- 5 学年幹事は卒業年次ごとに決められた一定範囲の会員の代表として、必要事項の連絡責任者となるとともに、幹事会の構成メンバーとして、会務の運営を審議する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

(総会)

第8条 本会総会は原則として年1回行い、会長が召集する。

2 総会は、役員選出、規約改正、特別事業の企画など本会の基本的な事項について審議する。

(幹事会)

第9条 幹事会は、会長、副会長、財務幹事、選任幹事および学年幹事をもって組織する。

2 幹事会は必要に応じて会長が召集する。

3 幹事会は、本会総会への提出案件のほか、本会の円滑な運営を図るために必要な事項を審議する。

(支部)

第10条 本会に支部をおくことができる。

2 支部を設立する場合、名称、代表者名、構成会員名などを会長に届け出、幹事会の承認を得なければならない。

(会計)

第11条 本会の会計は財務幹事が統轄し、会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 本会の事務ならびに事業に要する経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

3 会費の額は、幹事会において決定する。ただし学生の会費は、在学中は無料とする。

4 財務幹事は年1回会計監査を受けるとともに、会計報告を会員に提出する。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、**箕面市箕面5-13-53-310 片岡純夫方**に置く。

付則1 この規約は2004年5月29日をもって施行する。

付則2 第12条を一部改定、2007年7月7日をもって施行する。

付則3 第5条を一部改定、2014年7月5日をもって施行する。

付則4 **第5、11、12条を一部改定、2019年7月14日をもって施行する。**